

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（宮内庁書陵部陵墓基地内測量調査に伴う基準点測量ほか）
- 二 測量の地域 天理市渋谷町
- 三 測量の期間 承認日から平成二十八年三月十八日まで